

自転車・原動機付自転車・ 自動二輪車の放置をなくして 安全で快適なまちづくり

自転車等の放置は、

歩行者、障害者の通行障害、救急・消防活動への妨げ
となります。

市内の各駅周辺には、通勤・通学あるいは買い物などのため、多くの自転車等が集中しています。自転車等は大変便利な乗物ですが、ひとたび路上や駅前広場などに放置されると、歩行者や車両の妨げとなったり、救急・消防活動に支障をきたすなど、市民生活にさまざまな問題が生じます。

これらの対策として、川崎市では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、昭和62年10月から施行しています。

この条例の趣旨は、市民一人ひとりが自転車等の秩序ある利用を促進し、安全で住みよい生活環境の維持向上を図るものです。

自転車等を放置しないよう市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

放置しないで、駐輪場の利用をお願いします!!



駐輪場の利用について

【利用時間】

一部の駐輪場を除いて、24時間使用可能です。

【利用対象】

自転車と原動機付自転車及び排気量125ccまでの自動二輪車です。

【利用方法】

市営駐輪場の定期利用には、1箇月と3箇月があります。申込みは各駅駐輪場に示しているお問合せ先で受け付けています。

- 一時利用は1日1回を単位とする利用になります。時間利用は1回の利用で継続して72時間を限度とします。
- 自転車は必ず防犯登録をして下さい。
- 神奈川県内で自転車を利用する場合、「自転車損害賠償責任保険」等の加入が県の条例で義務化されています。必ず加入しましょう。
- 自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。



左記のQRコードからご利用したい
駐輪場の定期利用空き状況がわかります。

定期利用空き状況



駐輪場の利用・管理運営に関するお問い合わせ

市営自転車等駐車場北部ブロック

指定管理者

川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

コールセンター(24時間)

電話.0120-3566-21

【URL】

[http://www.ecostation21.com/
kawasaki/](http://www.ecostation21.com/kawasaki/)



自転車等放置禁止区域



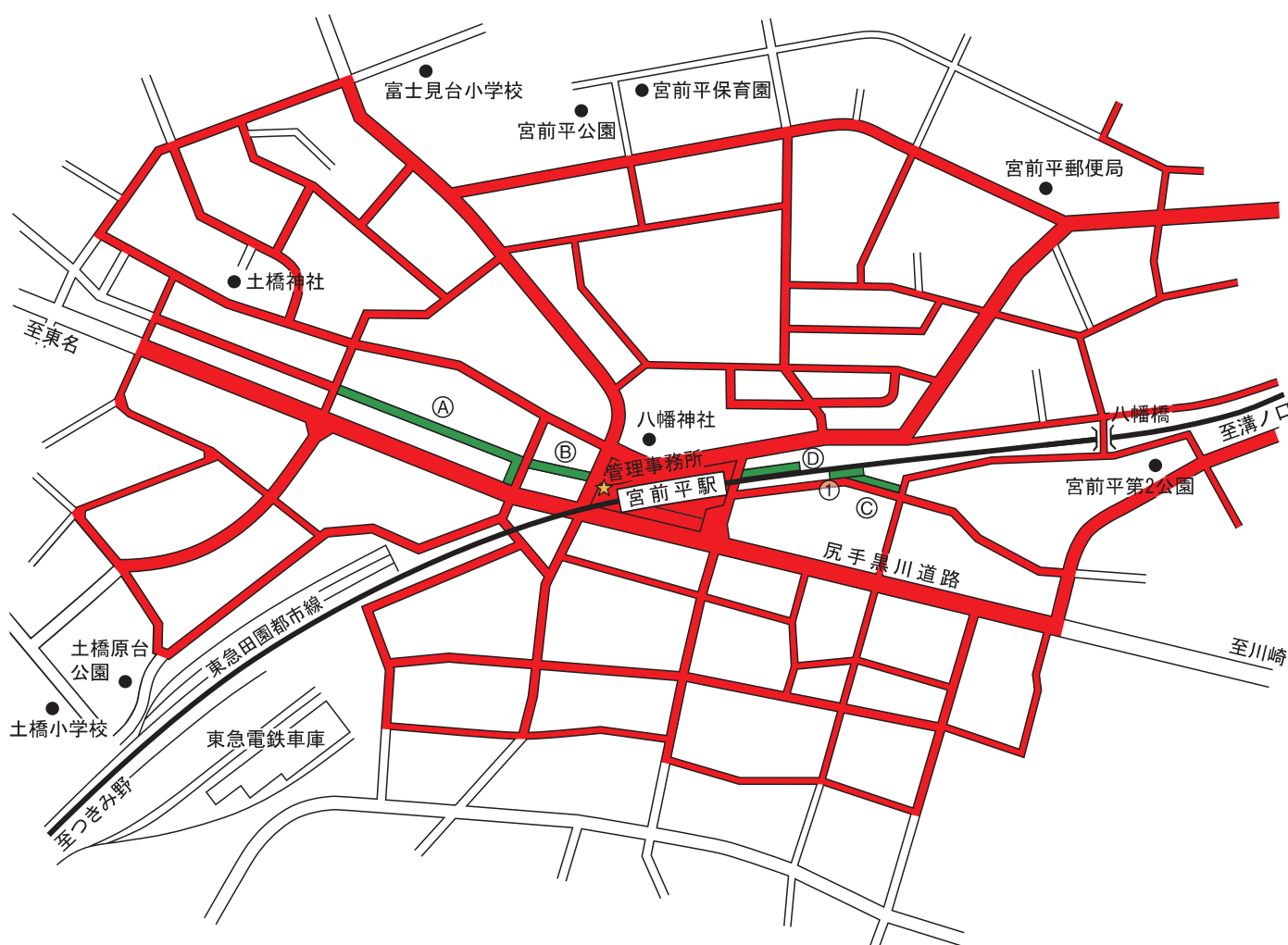
禁止区域に放置された自転車等は即時撤去の対象となります。
一部施設の満空情報が二次元コードで確認できます。

宮前平駅（平成元年2月1日指定）

保管場所：有馬自転車保管所



一時利用満空情報



区分	駐輪場名称(市営)	満空 情報 対応
	宮前平駅周辺駐車場	
①	第1施設	
②	第2施設	
③	第3施設	○
④	第4施設	

駐輪 施設	自転車			バイク		
	一時	1箇月	3箇月	一時	1箇月	3箇月
①	100	1,700	4,800	150	2,500	7,200
②	—	2,000	5,700	—	3,000	8,600
③	120	—	—	180	—	—
④	—	2,000	5,700	—	3,000	8,600

放置禁止区域
自転車等駐車場
★ 管理事務所

区分	駐輪場名称(民営)
①	宮前平駅高架下駐輪場

問合せ先

宮前平駅周辺自転車等駐車場第2施設 ①②③④

☎044-852-3619

バイク：原動機付自転車及び排気量125ccまでの自動二輪車

保管場所：有馬自転車保管所



★ 管理事務所

バイク:原動機付自転車及び排気量125ccまでの自動二輪車



宮崎台駅 (平成8年2月1日指定)

保管場所：有馬自転車保管所



一時利用満空情報



区分	駐輪場名称(市営)	満空 情報 対応
①	宮崎台駅周辺駐輪場	
(A)	第1施設	○
(B)	第2施設	○
(C)	第4施設	
(D)	第5施設	○
(E)	第6施設	○
(F)	第7施設	

駐輪施設	自転車			バイク		
	一時	1箇月	3箇月	一時	1箇月	3箇月
(A) (1階)	120	—	—	—	—	—
(A) (2階)	—	1,700	4,800	—	—	—
(A) (地下1階)	—	1,700	4,800	—	—	—
(B)	120	—	—	—	—	—
(C)	—	—	—	180	3,000	8,600
(D)	120	—	—	—	—	—
(E)	100	—	—	—	—	—
(F)	100	—	—	—	—	—

放置禁止区域

自転車等駐輪場

★ 管理事務所

区分	駐輪場名称(民営)
①	東急宮崎台駅駐輪場

問合せ先

宮崎台駅周辺自転車等駐輪場第4施設 (A)(B)(C)(D)(E)(F) ☎044-852-0404

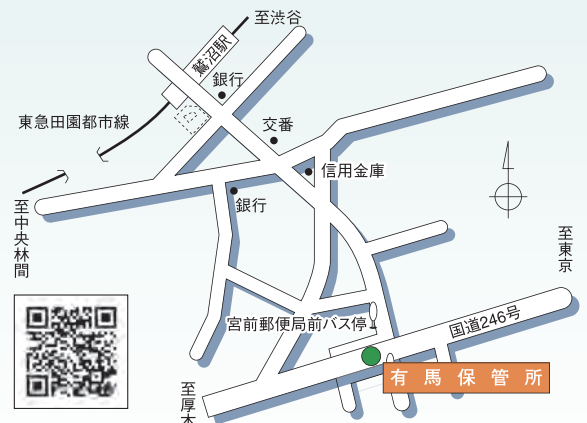
バイク: 原動機付自転車及び排気量125ccまでの自動二輪車

撤去した自転車等は
次の場所で保管します。



有馬自転車保管所

宮前区有馬8丁目7番1号 ☎044-853-3281



迷惑いっぱい!!

危険もいっぱい!!



川崎市では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」(昭和62年10月施行)に基づいて、公共の場所に放置されている自転車・原動機付自転車・自動二輪車は撤去し、自転車等保管所で保管します。

※道路上の自動二輪車は、道路交通法に基づく違法駐車として扱うため、「条例」の対象外です。

自転車等保管所の引き取りできる時間帯
などは次の通りです。

【引き取り時間】

火曜日～金曜日 午前11時から午後7時まで
土曜日・日曜日 午前11時から午後5時まで

【定休日】

月曜日・国民の祝日に関する法律に規定する
休日・年末年始(12/29～1/3)

【保管期間】

撤去保管の告示から1箇月間

引き取りには、次のものがが必要です。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人が確認出来るもの(運転免許証等)
- (3) 印鑑
- (4) 撤去保管料

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

撤去に関するお問い合わせ

・放置禁止区域内

コールセンター 電話.050-2018-8738
(業務委託受託者 芝園開発株式会社)

・放置禁止区域外

宮前区役所道路公園センター
電話.044-877-1661
〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号

- 自転車等放置禁止区域に放置されてる自転車等は、口頭又は警告札による移動命令に従わない場合、撤去の対象となります。
- 自転車等放置禁止区域以外の公共の場所であって、歩行者等の通行に障害が生じている場所や災害時における緊急活動が困難となる場所に放置されている自転車等は、口頭又は警告札による指導警告から原則3日の間に移動しない場合、撤去の対象となります。ただし、付近住民の著しい支障をきたし、又は歩行者等の身体に危険を及ぼすような状態が生じていると認められるときは、指導警告の後、速やかに撤去します。
- ガードレール等の公共物にチェーン等で施錠し放置している自転車等は、チェーンを切断し撤去します。
- 保管期間経過後は、売却又は廃棄します。
- 売却処分されたものは、撤去保管の告示から起算して6箇月間売却代金を保管します。この期間内に返還請求のあったものは、売却代金を返還し、返還請求のないものは、市に帰属することとなり、返還することはできません。

放置自転車対策に関するお問い合わせ

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室
電話.044-200-2303

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地